2 1 建企第 1 5 号 平成 2 1年 4月 6日

(社)長崎県建設業協会

- (社)長崎県中小建設業協会
- (社)長崎県造園建設業協会
- (社)長崎県ほ装協会
- (社)長崎県工務店連合会
- (社)長崎県下水道建設業協会
- (社)長崎県管工事協会
- (社)長崎県港湾漁港建設業協会
- (社)長崎県建造物解体工業会
- (社)長崎県トンネル協会

会長 様

長崎県土木部長

長崎県土木部所管の特定建設工事共同企業体発注工事における 県外企業と県内企業の3企業構成の場合の出資比率について(通知)

長崎県土木部が発注する建設工事の共同請負施工による場合の取扱いについては、「長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領」(平成6年8月29日付け6監第171号。以下、「JV取扱要領」という。)、「長崎県水産部及び土木部における「長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領」の運用について」(平成20年8月4日付け20漁第178号及び20建企第308号。以下、「JV取扱要領の運用」という。)及び「長崎県土木部所管の特定建設工事共同企業体発注工事における県外企業と県内企業の2企業構成の場合の出資比率について」(平成20年9月17日付け20建企第402号)により定めているところですが、今般、長崎県土木部では、下記のとおり取扱いを定めましたので、通知します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1.理由

県内建設業者の育成と経済的地位向上をさらに推し進め、県内経済の活性化を図るため。

2. 対象工事

長崎県土木部が所管する建設工事

3. JV取扱要領の「8. 県外企業と県内企業との組み合わせによる場合の出 資比率」の取扱いについて

県外企業と県内企業の3企業構成の場合は、JV取扱要領8において明記されてないためJV取扱要領7の出資比率の1構成員あたりの最小限度基準の20%として運用していたが、県内企業の出資比率は、「原則として25%以上」とする。

4. 入札参加希望者への周知方法について

入札公告の「競争入札に参加する者に必要な資格」の「出資比率」は、 「最小限度 25%」と記載するものとする。

また、代表構成員に県外企業と県内企業の双方の競争参加資格を設定している場合は、「最小限度 20%(ただし、代表構成員が県外に主たる営業所を有する者の場合は、25%)」と記載するものとする。

5. その他

この運用に定めがないものについては、「JV取扱要領」及び「JV取扱要領の運用」のとおり取り扱う。

6.施行日

平成21年4月6日以降に入札公告する建設工事に適用する。

7. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 095-894-3027 ・FAX番号 : 095-894-3461

・メールアドレス:s08080@pref.nagasaki.lg.jp